



特定不妊治療の費用補助制度について

ポーラ・オルビスグループ健康保険組合

● 特定不妊治療を受けた方を対象に費用を補助します

多くのご夫婦が不妊の悩みをかかえていらっしゃいます。その割合は6カップルに1組と言われています。

赤ちゃんを生み、ご夫婦で育てていきたいとの願いを支援するために、医療保険が適用されず高額な医療費がかかる特定不妊治療(体外受精および顕微授精)にかかった費用の一部を健保が補助します。

現在は、自治体の公的助成も充実してきていますが、助成金で補えない費用の一部や、また所得制限等で公的助成を受けられない方への補助を含めて行うものです。

◆ 特定不妊治療費用補助には次のようなものがあります。

- ①自治体の助成・・・補助金額は最も大きいですが所得制限があり受けられない人もいます。
- ②健保組合の本補助制度・・・所得制限はなく、被保険者等であれば受けられます。
- ③会社の福利厚生・・・会社によりカフェテリアポイント等が使えるケースがあります。

■ 本制度の補助を受けることができる方

被保険者と、法律上の婚姻をしている夫婦

配偶者もポーラ・オルビスグループ健保組合の被保険者である場合、どちらか一人が申請してください。別々に申請することはできません。

■ 特定不妊治療要件は？ → 一定の決まりがあります。

- 特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、極めて少ないと医師に診断されていること
- 都道府県・政令指定都市・中核都市において指定を受けた医療機関で治療を受けたこと
- 当該年度内(4月1日から翌年3月31日まで)に治療が終了していること
- 次に掲げる治療法でないこと
 - 1) 夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供による医療行為
 - 2) 代理母(夫の精子を妻以外の子宮に医学的な方法で注入して、妊娠・出産してもらい、

その子ども当該夫婦の子どもとする)

3) 借り腹(夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入して、その第三者が妻の代わりに妊娠・出産する)

※基本的に、保険診療(自己負担3割)で受けたものは、補助の対象とはなりません。また保険外診療は種類がありますが補助対象となる治療は「顕微授精」「体外受精」に限定されています。

■ 治療する医療機関は？

厚生労働省の定める指定医療機関のみです。

★ 指定医療機関一覧はこちら <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/iryuu-kikan/index.html>

★ 不妊専門相談センターはこちら <http://www.haisin.mhlw.go.jp/mhlw/C/?c=155555>

■ 補助の内容

【補助額】治療一回につきかつ1年間10万円を限度とします。

ただし、自治体等他の補助額がある場合は、これを控除し、その額を超えない額とします。

自治体助成、会社の福利厚生制度からの補助を利用する場合、健保補助を併用できますが、かかった治療費を超えて補助金を受け取ることはできません。

【補助回数】一年度あたり2回までとします(自治体等の助成は回数に含みません)、

健保組合の年度は、4月1日から翌年3月31日までです。ご注意ください。

【補助期間】通算5年度を限度とします。(5年で最大50万円の補助となります。)

■ 申請手続きの方法は？

治療終了後、原則として会社を通さずに下記書類を健保組合に直接送付してください。

- ・ 特定不妊治療費補助申請書(健保様式)
- ・ 特定不妊治療受診等証明書(健保様式又は自治体様式の何れか・・・指定医療機関で証明)
- ・ 指定医療機関発行の領収書(原本。申し出により返却可能。)

院外処方の場合は調剤薬局発行の領収書(原本。申し出により返却可能。)

- ・ 夫婦の戸籍謄本または外国人登録原票記載事項証明書(3ヶ月以内に発行されたもの)
(原本または写し)

■ 補助金の支給

支給日は毎月末日払いとします。(支給日が土・日・祭日の場合はその前日)

支給日の15日前までに健保組合に到着した補助申請書でかつ書類に不備が無い場合に支給処理の対象になります。

■ 補助制度の開始

平成24年4月1日以降実施した治療が対象

■送付先、お問い合わせ先

〒141-0031 東京都品川区西五反田 2-19-3

五反田第一生命ビル4階

ポーラ・オルビスグループ健康保険組合宛

電話 03-3490-0845

相談窓口:女性職員…高橋かおる 男性職員…塚越長雄

*メールでのご相談も可能です。

● 相談や申請について、健保組合は守秘義務を守りますので、ご安心ください。